

気象庁が、昨年「7月の豪雨災害」の状況を検証したところ、球磨川が氾濫する約3時間半前に線状降水帯が発生していたということです。

「線状降水帯の発生」を早期に警戒してもらうことで、避難等を円滑に行い、被害を最小限に留めたいという狙いです。

* 警戒レベル4相当以上とは

警戒レベル5（災害がすでに発生）「大雨特別警報」「氾濫発生情報」

警戒レベル4（避難勧告を発令する目安）「土砂災害警戒情報」「危険度分布の「非常に危険」（うす紫）」「氾濫危険情報」「高潮特別警報」「高潮警報」

今号は、この「線状降水帯」注意情報についてです。

1. 「線状降水帯」注意情報について

正式名称は「顕著な大雨に関する気象情報」で、6月から運用を開始するとのことです。

数年来続く「豪雨災害」で、すっかり「線状降水帯」という専門用語も広く社会に浸透し、気象情報の言葉として用いることで、大雨災害への危機意識を強調したいとしています。

気象庁の「線状降水帯の情報」は、都道府県の地方ごとが対象で、例えば「線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています」のように呼び掛けるとしています。

(1) 「線状降水帯」の定義について

気象庁における「予報用語」における「線状降水帯」の定義は次のとおりです。

「次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水をともなう雨域。」

(2) 「線状降水帯に関する情報」の発表基準について

気象庁では、線状降水帯に関する情報を発表する基準を、次のように設定しています。

「予報用語で定義されている「線状降水帯」の条件を満たすだけでなく、大雨による災害発生の危険度が急激に高まってきた場合に発表できるよう、降水形状や降水量に加えて、

危険度分布も考慮して線状降水帯に関する情報の基準を設定。」

より具体的には、次を基準として発表しています。

＜「線状降水帯に関する情報」の発表基準＞

1. 【雨量】解析雨量（5km メッシュ）において前3時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500平方km以上
2. 【雨量】1.の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上）であること
3. 【雨量】1.の領域内の最大値が150mm以上であること
4. 【危険度】大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水警報の危険度分布において、警報基準を大きく超過した基準を実況で超過していること

2. 線状降水帯の予測精度向上について

気象庁では次の3つの施策により、線状降水帯の予測精度を向上させるとしています。

(1) 洋上観測の強化

観測船等の運航計画を見直し、梅雨期の東シナ海の観測を強化しつつ、線状降水帯上流の水蒸気等の大気状況を正確に把握する観測能力を強化するとしています。

(2) アメダスへの湿度計導入

アメダスに湿度計を追加することで、大気下層の湿った風を正確に把握し、陸上の湿度（水蒸気）・風・気温等の観測と合わせて、精度を向上するとしています。

(3) 気象レーダーの更新強化

そもそも「気象レーダー」とは、アンテナから電波を発射し、雨や雪などの散乱体にあたって返ってきた反射波を受信する装置です。

気象レーダーを「二重偏波化」することで、水平方向及び垂直方向に振動する電波を、同時に送受信できるようになります。

